

令和2年3月25日

只見町立小・中学校保護者 様

只見町教育委員会教育長 渡部 早苗  
( 公 印 省 略 )

只見町立小・中学校の教育活動の再開について (通知)

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月4日(水)からの只見町立小・中学校一斉臨時休業に対し、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、只見町立小・中学校は、新年度から教育活動を通常どおり再開いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、ご家庭におかれましても、下記について御協力をお願いいたします。

記

1 教育活動の再開にあたって

(1) 学校生活について

- ① 令和2年4月6日(月)から通常登校とする。
- ② 今まで同様、学校、家庭で、手洗い・うがい等の感染症予防対策について徹底する。
- ③ 体調不良(発熱等風邪様症状)の場合は登校しない。
- ④ 毎朝、家庭で登校前に検温し、健康観察をしていただく。
- ⑤ スクールバス内ではマスクを着用する。
- ⑥ 給食も実施する。(机の配置や場所等を工夫する)
- ⑦ 教室等の定期的な換気を行う。

(2) 行事等について

- ① 入学式  
来賓代表(町長)と教育委員会のみの参列とし、在校生も参加する。
- ② 始業式は通常どおり実施する。
- ③ P T A授業参観、保護者会は実施する。(もち方については各校で工夫する)

2 春休みの過ごし方について

(1) 部活動、スポ少の活動再開について

- ① 校内(町内)での練習活動は可とする。
- ② 対外試合や対外練習はしない。(郡内統一)

(2) 施設等の利用について

- ① 振興センター等は通常どおり、マナーを守って利用する。
- ② ゲームセンターなど、密閉された娯楽施設への立ち入り、不特定多数の集まるイベント等への参加は極力自粛するようお願いいたします。

教育活動を再開した後、児童生徒及び教職員等に新たな感染者が発生した場合には、感染者や濃厚接触者の状況を踏まえて保健所等関係機関と相談し、休業等の範囲、期間を検討することとします。

事務担当 只見町教育委員会 学校教育係 伊藤 知雄  
電話 0241-82-5320